

徳島県公安委員会規則第2号

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受令状の請求等を行うことができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月6日

徳島県公安委員会委員長 稲 井 芳 枝

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受令状の請求等を行うことができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受令状の請求等を行うことができる司法警察員の指定に関する規則（平成12年徳島県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第3号中「刑事官，地域交通官及び交通官」を「生活安全官，刑事官，交通官及び警備官」に改める。

附 則

この規則は，令和8年4月1日から施行する。